ガソリンは危険物です!

携行缶使用時の注意

平成２５年８月１５日、京都府福知山市の花火大会で露天商店舗（屋台）からの火災により、周囲にいた多くの観覧者が死傷するという大変痛ましい事故が発生しました。

火災の原因は現在調査中ですが、露天商店舗（屋台）の近くに保管していた発電機用ガソリン携行缶の取扱いに不備があったのではないのかとの報道がされております。

＊ガソリンの携行は専用の金属製携行缶に限られポリタンク等他の容器の使用は消防法で禁止されています。

ガソリン携行缶を使うときに、特に注意して頂きたいこと

- 使用前には必ず取扱説明書をよく読み適正な取扱いをする。
- 規定量以上のガソリンは絶対に入れない。
- エンジンが付いているものに給油する時は、引火の恐れがあるので、必ずエンジンを停止してから給油する。
- 直射日光等により内部のガソリンの温度が上がると、内圧が上昇し大変危険なので、日陰などの涼しいところに保管する（車内やトランク内も危険）
- 取扱いの際は、付近に火気（タバコの火なども含む）のないことを確認して、エア調整ネジで缶内の圧力を抜いてからキャップを緩めて使用する。

（圧力の抜き方：例）

《一般的な携行缶》

① エアー(圧)抜きのねじをゆっくりゆるめる

②③ エアー(圧)が抜けたら、キャップを開けて、ノズルと携行缶を確実に結合する。

＊操作手順は、メーカー・規格等によって異なりますので、取扱説明書をよくご覧になって操作してください。

ガソリンの特性

- 引火点は－４０℃程度と低く、極めて引火しやすい。
- 揮発しやすく、その蒸気は空気より約３～４倍重いので、可燃性のガスが広範囲に滞留しやすい。

お問い合わせ先　　小美玉市消防本部　予防課危険物係
℡０２９９－５８－４５４１